

第385回徳島県内水面漁場管理委員会 議事録

- 1 日 時 令和7年8月5日（火）13:20分～14:40
- 2 場 所 内水面漁場管理委員会室
- 3 出席委員 歌 泰一、久川英二、森 克二、谷川 徹、
高橋美子、谷上芳之、横山郁二、宮内桂吾、
柴折史昭、伊丹眞悟
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 嶋村事務局長、加藤課長補佐、佐竹主事
- 6 県出席者 （嶋村課長、加藤課長補佐、佐竹主事）
- 7 議 題
 - (1) 会長の選出について
 - (2) 会長職務代理者の選出について
 - (3) その他
- 8 議事

局長： それでは引き続きまして、第385回徳島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

今回は、第22期の新しい委員さんによる初めての委員会でございますので、漁業法施行令第14条第1項の規定により、知事より招集させていただいております。

議事に入りますまでの間、私、事務局長の嶋村が進行役を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

内水面漁場管理委員会は、漁業法及び徳島県内水面漁場管理委員会事務規程によりまして、定数の過半数の委員の出席で成立いたしますが、本日、委員10名全員の皆様にご出席いただいておりますので、委員会が成立していることをご報告いたします。

今回は新しい委員さんによる初の委員会でございますので、本日ご出席の皆様をご紹介させていただきたいと思っております。

まず、お手元の次第の2枚目、「第22期徳島県内水面漁場管理委員会委員名簿」によりまして、委員の皆さまからご紹介させていただきます。

(委員名簿順に局長が紹介)

次に、委員会事務局でございますが、加藤課長補佐でございます。佐竹主事でございます。最後に私、事務局長の嶋村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

今回、初めて内水面漁場管理委員に就任されました委員が、5名いらっしゃることから、議事に入ります前に、まずは事務局から内水面漁場管理委員会の概要ということで、簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

それでは事務局から説明いたします。

事務局： 資料に基づき説明

局長： ただいまの説明について、何かご質問等ございましたらお願いいたします。質問はございませんでしょうか。

委員： ちょっとすみません。初めてなものでよくわからないんですが、海の方と内水面とエリア分けがされてるということなんですけれども、河口部分ってどちらに属するんですか。

事務局： 主要な河川については、河川毎に両委員会で線を決めています。それは国交省とかが決めている線とは違って漁業に関する案件を処理するに当たって、海と内水面で扱いの違うものを諮るときに線を決めています。例えば吉野川だったら右岸側の国交省が定めている0キロメートルの点から左岸側の0キロのところと決められていたり河川毎にすべてではありませんが決まっています。過去から漁業が行われていなかったり、今まで境界で問題が起こっていない小河川では決まっていないところがありますが、それなりに大きな河川については漁業上の海面と内水面の境界は決められています。

委員： その境界はどこでわかりますか。公表されているんですか。

事務局： 積極的に公表しているわけではありませんが、問合せがあれば漁業上の境界はこのように取り扱っていますというようなことを個別にお答えすることはできますし、資料をお渡しすることもできます。

委員： ありがとうございます。

局長： 他に何かございませんか。

委員： ちょっといいですか。

委員会指示のことなんですけれども、この委員会で協議して決定すると思うんですけれども、その協議内容は

全漁協に関連するものなのか、単独の漁協の課題でもよいのか。そのあたりは。

事務局： 単独の川のことでも構いません。

委員： 例えば勝浦川のことをこの委員会で協議して決定していただくこともできるんですか。他の漁協に関係なくでも審議していただけるということですか。

事務局： はい。例えばなんですけれども、勝浦川のある谷についてしゃくりが地元の漁民とトラブルになっていて困っている、何とかしたいということがあった場合に、勝浦川漁協さんから当委員会に対して、その谷についてしゃくりを禁止する委員会指示を出してほしいといった要望書を提出していただければ、それを委員会で審議して委員会指示を発出することが妥当だと判断されれば、勝浦川の当該区域についてしゃくりを禁止するといった委員会指示を発出することはできます。

委員： その場合は勝浦川の行使規則や遊漁規則の改正も必要で、県の認可もいるんですよ。

事務局： そうですね。ただ委員会に持ってくる前に、それぞれの組合の理事会なりできちんと議論して、皆さんが納得した上でルールを定めてご相談いただければと思います。

委員： よくわかりました。

局長： 他に何か。何でも構いませんのでわからないことがあれば聞いていただけたら。

それでは特にないようですので、続いて議事に入らせていただきたいと思います。今回は委員改選後の初めての委員会でありまして、まだ会長さんが決まっていない状況です。

議事は会長が進めるということになるんですけども、まだ会長が決まっていますので、まずは仮の議長をお決めいただいて、その後の議事を進めていただきたいと思いますと考えてございます。

最初に、仮議長の選出をお願いしたいんですけども、如何いたしましょうか。何か考えなりご意見があればお願いしたいと思うんですけども。

ちなみに前回委員の改選の時には、主要河川である吉野川水系の漁業関係者ということで、麻植阿波吉野川漁協の野口前委員が仮議長に選出されております。また、その前は最年長の委員をお願いしたということもございました。何かご意見をいただけたらと思いますが。推薦でも構いませんし、立候補があればというところでございます。

なお今回は吉野川の漁連が皆様ご存知のような状況にございまして、委員が出てきていないという状況でございますので、前回のように吉野川水系から選ぶことはできませんので、この中の最年長の委員さんをお願いすることもあるのかなと思うんですが。

委員： 最年長の方でいいんじゃないですか。

局長： そしたら委員名簿によりますと森委員が最年長ということになりますので、仮議長をお願いできたらと思うんですが。

委員： 初めてのことでよくわからないので、前回の会長さんの方が要領がわかっておられるし。

局長：　それが前回の会長が今回委員に選出されていないんですよ。

委員：　経験者の方もおられないんですか。

局長：　歌委員や久川委員が経験者ですが。

委員：　経験者の方にしていただければと思います。いかがでしょうか。

局長：　今、森委員から前回委員を経験されている方に仮議長をお願いしてはいかがかというご発言がありましたが、如何いたしましょう。その方がよろしいでしょうか。

委員：　結構です。

局長：　そしたら前回の委員の方の中からどなたかに仮議長をお願いしたいんですが、前回からの委員が、歌委員、久川委員、高橋委員、谷上委員、横山委員の5名であります。この5名から我こそはという方がおられましたら。または推薦がございましたらお願いしたいんですが。

委員：　歌委員をお願いします。

局長：　歌委員というご発言がありましたが。

歌委員：　それじゃあわかりました。

局長：　それでは歌委員さんに仮議長をお願いいたします。歌委員さんには、仮議長席へ移動をお願いいたします。

仮議長： ただいまご推薦を受けましたので、僭越ながら仮議長を務めさせていただきます。議事の進行につきまして、皆様のご協力をお願いいたします。

それではまず、委員の席順について事務局長さんから説明してください。

局長： それではお手元の「徳島県内水面漁場管理委員会配席図（案）」に従いまして説明させていただきます。

この配席図にございますように、入口正面の中央に向かって左席を会長席、その右隣を会長職務代理席といたしまして、委員席につきましては、その会長職務代理席から一つ空けて右回りに、委員名簿順に配席させていただいております。

ちなみに、委員名簿につきましては、漁業法に規定されている漁業者代表、採捕者代表、学識経験者の順番になっておりまして、各選出区分内は、選出回数、年齢順で名簿を作成しておりますので次回からこの配席でお願いしたいと思います。

仮議長： ありがとうございます。

次回の委員会からは、ただ今決定しました席順でお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。

議題は、次第のとおり会長の選出について、会長職務代理者の選出についての2件であります。まず会長、会長代理の選出基準、根拠等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

局長： 資料1により説明

仮議長： 説明は以上のとおりですので、まず議題（１）会長の選出について、審議いたします。

事務局長から説明がありましたとおり、会長の選出につきましては、法令等の規定により委員の互選によることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

参考までに、過去の委員会での選出方法について事務局から説明をしていただきたいと思います。

局長： それでは委員の皆様のため、過去どのようにして会長等が選出されたかというのを簡単に情報提供させていただきます。

まず、皆様から会長への立候補や推薦がないかお聞きし、あれば、その内容を皆様にお諮りして会長を決定しております。

前回についてはですね、委員の中から会長の推薦がございまして、他の委員からも異議はなく満場一致で会長が選出されております。

会長職務代理者につきましては、互選とはなっておるんですけども、その選出された会長に一任という形で会長が指名をされました。

それより以前につきましても、前回同様に委員の中から会長の推薦があり、他の委員からも異議はなく満場一致で会長が選出されていることが多いようでした。

参考までに、過去４期分の委員名簿をお手元にお配りしております。そちらを参考に見ただけならと思います。この中から会長と会長代理がそれぞれ委員から推薦されて選ばれているというところです。

ただ過去には、立候補や推薦の声が挙がらないですとか、推薦等はあったんですけども意見がまとまらなくて決められないといったことがありまして、このような時には委員数名からなる選考委員会を別室で開いて協議

して、結果を皆様にお諮りして会長を決定ということも
あったようでございます。

なお、この場合は、同時に会長職務代理者も決定して
おります。

今までの選出方法は以上のような形になっておりま
す。よろしく申し上げます。

仮議長： それでは会長の選出について、どういたしましょう
か。

ご意見があれば、申し上げます。

委員： 歌さんやったら？

仮議長： 久川委員から、私が適任とのご意見がありました
が、他に推薦なりご意見はございませんか。

委員： ありません

仮議長： ご異議が無いようでございますので、推薦のありま
した私が会長に決定してよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

仮議長： 各委員ご異議がないようでございますので、推薦の
ありまし私が会長ということで決定いたします。

局長： それでは、会長が決定しましたので、歌委員がそのま
ま会長席ということでこちらで引き続き議事を進めてい
ただきたいと思えます。

会長： 皆様のご賛同を得まして、会長にご選出いただきました
歌でございます。

皆様のご協力をいただきながら、今後4年間、円滑な委員会の運営と本県内水面漁業の発展のため、微力ではございますが、頑張っていきたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

会長： それでは、早速議事に入らせていただきます。

まず、本委員会の議事録の署名人を選出しておく必要がございます。委員会事務規程第11条により、会長の私から指名させていただきます。名簿順で久川委員と森委員にお願いします。

それでは次の議題でございますが、議題（2）会長職務代理者の選出についてでございますが、いかがいたしましょうか。

（ 会長一任の声あり ）

会長： ただ今、会長職務代理者の選任については、私に一任するとのお声がございましたが、それでよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ありがとうございます。それでは会長職務代理者の選任については私に一任いただきましたので、久川委員さんをお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、会長職務代理者に選任されました、久川委員さん就任のご挨拶をお願いいたします。

久川委員：　しゃべるのは苦手な方でして、大体川におるのがほとんどなので。歌会長の補佐とかお手伝いを頑張りたいと思いますのでよろしくお願いします。

会長：　ありがとうございました。今後4年間よろしく願いいたします。

　　続いて、議題（3）に移りたいと思います。「その他」でございます。事務局から説明をお願いします。

局長：　次回の委員会のことですが、前期からの委員さんはご承知のことと思いますが、先ほども少し触れましたが吉野川の漁業権の件でございます。新聞等で報道されていますとおり、吉野川における漁業権の取扱いについて今後ご審議をいただく必要がございます。

　　事務局としても非常に重い案件であると考えてございますので、慎重に審議を進めていく必要があると考えておるところです。また、新しく就任された委員さんについては、これまでの経緯等がわからない方も半分いらっしゃいますので、これまでの経緯等について事務局の担当から説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

事務局：　資料に基づき説明

局長：　ただいま事務局から吉野川の概要・経緯等について説明をさせていただいたところです。今の段階でお聞きになりたいことがございましたらお時間を取らせていただきたいと思いますと思いますが、何かございますでしょうか。

委員：　確認なんですけど、元々7漁連だったんですよね。

事務局： 7 漁協、7 団体の連合会でした。

委員： そのうち西部、三好河川、麻植阿波の3 漁協が脱退した?残りの4つの漁協はちゃんと機能している?

事務局： 連合会として組織はあるんですけども、放流等の事業はきちんとされてはいない。

委員： それでは吉野川全域について漁業権を取り消す話と理解していいですか?

事務局： 先ほど資料で漁場図を見ていただいたと思います。緑色で示したところが吉野川の漁業権の範囲なのですが、本流と支流合わせて全部で一つの漁業権なんです。これまでこの漁業権について連合会が権利者となっていたんですけども、そこから3 漁協が出て行きました。出て行ったんですけども共有という形で4 者の共有名義となっています。今後、法に定められた義務が果たされなければ、取消しの対象となるのは緑色で示した漁業権全部となります。放流をしていない漁協のエリアを一部だけ消すとかいうことはできない状況です。

局長： 他に何かございませんか。

委員： 漁連というのは元々7つの単位漁協の連合会。それぞれの単位漁協は機能しているんですか?

事務局： 機能はしています。

委員： 漁連に残った4 漁協はそれぞれ総会を開いたり会費を集めたりとかできている?

事務局： はい。ただ麻植阿波吉野川漁協については6月に総会を開いて解散を決議しました。

委員： 漁業権が取り消された漁協というのは漁協としては成り立っていくんですか？

事務局： 基本的な漁協の役割として漁業権を管理するということが大きな目的として設立されています。あと組合員さんから組合費を集めるにしても、漁業権を行使することに対する組合費ということになりますので、漁業権がなければなぜ組合費を徴収しているのかという話になります。今後漁業権が取り消された場合は水産振興課の団体指導担当から相応の指導がされるようになるかと思えます。おそらく組合費も徴収できないし、遊漁券の販売もできなければ組合運営が立ち行かなくなり、遅かれ早かれ解散ということになるのではないかと想像していますが、あくまでも現時点での予想ということになります。

委員： 過去にも漁業権の取消しってあったんですか？

事務局： ありません。

委員： 解散命令もないんですか？

局長： 解散命令はあります。不動町漁協という幽霊漁協のようになっていたところがあったんですが、そこには解散命令を出して無くしたということがございます。

他に何かございませんか。特に無いようではございますが、また何かございましたら事務局にお問い合わせいただければお答えさせていただきますし、必要があれば

資料をお送りすることもできますので、ご連絡いただければと思います。

次回の委員会についてなんですけれども、お手元に次回委員会の開催日程の調整についてお配りいたしておりますので、また後日でも構いませんのでお送りいただけたらと思います。皆様の日程を調整の上、日程が確定しましたら事務局から文書でお知らせいたしますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局からは以上です。

会長： それでは、本日の委員会はこれで終了いたします。
皆様、お疲れさまでした。

以 上